

【問合せ先】

役場税務住民課 ☎75-4118

給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

日本年金機構鳥取年金事務所

☎0857-27-8311

県内初開催！ 「とっとり農業人フェア」



独立就農、雇用就農、アルバイト等、鳥取県で農業を始めるための相談や情報収集ができるフェアを開催します。県内農産物の産地の方や支援機関が集いますので、気軽に来場ください。

【開催日】 11月3日（金・祝日）
午前10時～午後3時

【場 所】

倉吉体育文化会館（倉吉市山根 529-2）

※入場無料

【内 容】

- ・移住、定住の相談
- ・雇用就農情報の紹介 ・就農相談

【セミナー】

午前10時30分～

「鳥取県で農業をはじめするには」

午後1時30分～

「あなたに伝えたい！現役梨農家のリアルな体験談」

☆アンケートに回答いただいた人に鳥取県の特産品をプレゼント！

【問合せ先】

鳥取県農業経営・就農支援センター

☎0857-26-7388

お し ら せ

年金生活者支援給付金制度について～請求書の提出はお済みですか？～

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象者】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

①老齢基礎年金を受給している人

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他の所得の合計が約88万円1,200円以下

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- ・前年の所得が約472万1,000円以下

【請求の手続き】

①新たに年金生活者支援給付金を受給する人

受給対象になる人には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入して提出してください。

②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きも行ってください。

なお、年金生活者支援給付金を既に受け取っている人で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年の手続きは原則不要です。

※年金生活者支援給付金の請求でお困りの際は、専用ダイヤル（0570-05-4092）に連絡ください。